

## 新型コロナウイルス感染予防のための利用方法について（お知らせ）【令和3年10月1日～】

新型コロナウイルス感染予防のための施設の利用については、次の事項を守りご利用ください。

- 1 健康状態が良好であり、発熱（37.5度以上）や軽度の咳・咽頭痛などの症状がないこと。
- 2 同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者がいないこと。
- 3 過去2週間以内に政府からの入国制限や入国後の観察期間を必要とされる国や地域等に行かれていないこと。
- 4 マスクについて
  - (1) 施設内では、マスクを着用してください。  
但し、運動・スポーツを行っていて息苦しさをを感じる場合はマスクを外してもよい。
  - (2) 2歳児以下の児童は、マスクを着用しなくてもよい。
- 5 他の利用者との距離(できるだけ1m以上)を確保し、できるだけ接触を伴う行動を避けてください。
- 6 各種大会、練習試合、イベント等について
  - (1) 競技については、上部団体及び各競技協会のガイドラインに従い実施してください。
  - (2) 施設の収容人数の50%以内であれば、開催することができます。  
また、観覧席の利用についても、収容人数の50%以内であれば、使用することができます。
  - (3) 大会、イベント等、または団体での利用の場合は、利用する責任者において、感染予防対策（利用者情報の把握、消毒等）を行ってください。
  - (4) 使用の際は、極力、人と人との接触や飛沫による感染がないよう配慮してください。
- 7 大声を出しての会話または指導、応援等はしないでください。
- 8 利用終了時間の5分前までに、利用した施設の備品等の消毒や清掃を済ませ、退出してください。
- 9 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに利用した施設に報告してください。
- 10 新型コロナウイルス感染防止のため、施設管理者が定める利用制限等の指示に従ってください。

※上記の利用方法については、市の新型コロナウイルス感染予防対策会議等により、順次の見直しを行います。

ご利用の際には、何かとご不便をお掛けしますがご了承いただきますようお願いいたします。